議案第４０号

上越市工業用水道事業給水条例の一部改正について

上越市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

上越市工業用水道事業給水条例（平成１６年上越市条例第１８２号）の一部を次のように改正する。

第２７条第１項の表使用水量単価の欄を次のように改める。

使用水量単価
３０．８０円
３３．００円

第２７条第２項の表メーター使用料金（１個１月につき）の欄を次のように改める。

メーター使用料金（１個１月につき）
３，３００円
５，５００円
１６，５００円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例の施行の日前から継続して工業用水道を使用している者については、改正後の第２７条の規定は、同日以後最初のメーターの検針の日以後の工業用水道の使用に係る料金から適用する。